

総 会 議 事 録

令和 6 年 6 月

令和 6 年 6 月 13 日 (木) 開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和6年6月13日(木)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時02分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、酒井 義浩、関野 掲司
菖蒲谷 透、林原 雅人、山田 正明、松本 聡、吉田 雅典、吉田 進
小山 有美恵、垣根 敏孝、土井 司

14名

欠席 なし

農地利用最適化推進委員

出席 杉本 廣行、粉川 正太郎、柴田 眞市、平野 信也、糸井 真
古橋 隆三、志水 雅

7名

欠席 瀬戸 享明、溝口 喜順、橋本 学

3名

事務局 事務局長 西原 誠二、主任 内藤 進介

議事日程

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について |
| 日程第3 | 議案第27号 非農地証明交付申請の承認について |
| 日程第4 | 議案第28号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について |
| 日程第5 | 議案第29号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について |
| 日程第6 | 議案第30号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について |

〔関野会長〕 ただ今から、令和6年6月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は24名中21名です。欠席は瀬戸委員、溝口委員、橋本委員の3名です。よって総会は成立いたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。和久田委員、酒井委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可に

ついて」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第26号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。

2件ございます。農地の所在は大字日置※※番ほか1筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡となっております。譲渡人は、※※にお住いの※※様、譲受人は、※※にお住いの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては、遠方で生活しており当該農地を管理できないため、譲受人の申請事由につきましては家庭用の果樹園として営農するとなっております。なお、この農地につきましては、前月5月の専決案件の報告をいたしました、所有権移転である3条許可の解約により譲受けを取り下げられた7筆の農地の内の2筆となっております。次に2番です。農地の所在は大字日置※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。譲渡人は、※※にお住いの※※様、譲受人は※※にお住いの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては、財産整理の一環で隣接する空き家と共に当該農地を売却するため、譲受人の申請事由につきましては空き家と共に農地を取得し家庭菜園として営農するためです。

次の4頁に具体の場所につきましては地図を添付しております。上が1番になります。画面右上から左下に向かって国道178号線が走っております。下が府中方面、上が養老方面となっております。画面上の中央付近に日置地区連絡所と左に特別養護老人ホーム青嵐荘を示しております。当該農地の日置※※番になりますが、地図の左下の国道山側の住宅地内となっております。また特別養護老人ホーム青嵐荘の右隣りに日置※※番となっております。次にその下の地図になりますが2番の地図になります。同じ日置地区になりますが2番は1番より養老寄りとなっており、地図の左下に日置地区連絡所、中央に畑川を記載しております。当該農地は地図の右上になりますが、日置上集落の一団の農地の一部となっております。資料により御確認をお願いいたします。

次に5頁をお願いします。現地写真を添付しております。上の2枚が1番の案件となっております。赤い点線に囲まれた部分が申請農地となっております。上の写真が日置※※番で、現在は写真のとおり前耕作者が植樹されたみかんの木が植樹されております。取得後は引続き果樹園として管理をしていく計画となっております。次のその下の写真になりますが、日置※※番ですが現在は保全管理の状態となっております。取得後は家庭菜園として季節野菜などの作付けを行う計画となっております。なお、冒頭にも触れましたがこの1番の農地につきましては、先月の専決案件で譲受けの取下げの報告があった農地でありますので、現地

確認の際に委員さんの指導もあり耕作についての意欲及び計画見込みについて、譲受人に再度確認をとっております。その下の写真をお願いします。2番の日置※※番になります。現在は写真のとおり利用権設定によって地元の耕作者により農地として適正に管理をされております。譲受人は写真中央奥の住宅及び左の倉庫等とともにこの農地を取得し、家庭菜園を営農しながら田舎暮らしを实践される予定のようです。

次に6頁に許可申請に係る調査書を添付しております。1番の案件になります。上から第2項第1号から6号までは特に問題はないということで取得要件に抵触する事項には該当しないとなっております。この内、第2項第6号の地域調和につきましても、譲受人は近隣に居住し家庭菜園として農地を管理するものであり取得後も周辺地域への影響は無いものと考えられました。5月30日に地区担当の吉田進委員、瀬戸委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。次に裏面の7頁をお願いします。2番の案件になります。こちらにつきましても1号から6号全てにつきましても、特段問題はないということで該当しないとなっております。1番下に項目になります第2項第6号の地域調和につきましても、譲受人は隣接する住宅等と共に当該農地を取得し家庭菜園として農地を管理する計画であることから、取得後も周辺地域への影響を及ぼすことはないものと考えられました。こちらにつきましても、去る5月30日に地区担当の吉田進委員及び瀬戸委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。議案第26号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当から補足説明をお願いします。1番、2番とも日置地区になりますので、吉田進委員からお願いします。

〔吉田進委員〕 写真の真中ですが、両方とも耕地整理されておる所なんです、十分に今は保全管理がされておるということでこれからどういう風に使われるのか注意して見ていきたいと思ひます。他は現在も耕作中ですので問題はないと思ひます。

〔関野会長〕 これより議案第26号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願ひます。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め議案第26号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 26 号については許可します。次に日程第 3、議案第 27 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 8 頁をお願いします。議案第 27 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。4 件ございます。1 番です。土地の所在につきましては字宮町※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様で、非農地の事由につきましては昭和 48 年 3 月 24 日から耕作していないということです。2 番です。土地の所在は大字上司※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡で土地の所有者は※※の※※様です。非農地の事由につきましては昭和の頃から耕作していないということです。3 番です。土地の所在は大字田原※※番ほか 1 筆、登記地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡で土地の所有者は※※の※※様です。非農地の事由につきましては昭和 44 年 4 月 1 日から耕作していないということです。備考欄です、所有者の※※様が既に亡くなっておられることから相続人の※※様からの申請となっております。裏面の 9 頁をお願いします。最後 4 番です。土地の所在は大字田原※※番ほか 1 筆、登記地目は、田が 1 筆、畑が 1 筆、面積は合計で※※㎡で、土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては日置※※にあっては昭和 47 年頃、※※にあっては昭和 33 年頃から耕作していないということです。

具体の場所につきまして 10 頁に地図を添付しております。上が 1 番の宮町となっております。画面左に日吉神社、如願寺、滝上公園、右方向が漁師町方面となっております。申請の農地は図面中央付近で、鉄道沿いの住宅地となっております。次に下の図面が 2 番の上司となっております。画面左が国道 178 号線、右が村中を走る府道 604 号線、中央が鉄道となっており、中央上が栗田地区公民館、下が栗田駅となっております。申請農地は画面中央になりますが、鉄道沿いの住宅地となっております。次に裏面の 11 頁になります。3 番、4 番の田原の地図で同じアングルとなっておりますが、画面上方向の先が日ヶ谷方面、下が伊根方面となっております。図面右上に田原公民館がありますが申請農地は 3 番、4 番いずれも田原集落の入りかかりの住宅地となっております。資料により御確認をお願いいたします。

次の 12 頁に現地写真を添付しております。上が 1 番の宮町となっております。点線の部分が申請農地となっておりますが、ここは 10 頁の地図にあります。

最近まで住宅が建っておりまして取り壊した跡地となっております。更地になっておりますが地中に水道管などの埋設物や基礎の残骸が残った状態となっております。なお農地に住宅が建てられたのは違法転用の状態でしたが、建築されたのが昭和 48 年であることから発生から 20 年以上が経過している理由により、始末書などの提出は求めておりません。次に下の 2 番の上司の写真になりますが、民家の隣の空き地となっておりますが、写真のとおり永年耕作されておらず雑草が群生しており原野化が進んだ状態となっております。次に下の写真と裏面 13 頁の上の写真の 2 枚が 3 番の田原になります。赤い点線部分が申請農地で住宅の敷地となっております、写真は住宅の前側と反対の後側になります。写真のとおり住宅の敷地となっておりますので、農地としての利用は現実的に不可能な状況となっております。次にその下の写真 2 枚が 4 番になります。真ん中の写真であります田原※※番につきましては 3 番の住宅に付属する車庫及び残地となっております、車庫の敷地以外の場所もコンクリート舗装や碎石が撒かれております。その下の写真田原※※番につきましては、住宅の敷地の一部となっております農地としての利用は現実的に不可能な状況となっております。なおこの 3 番、4 番につきましては、登記地目が農地である土地に住宅が建っておりますので違法転用の状態となっておりますが、建築が昭和 40 年代で 50 年余りが経過しており発生から 20 年以上が経過している理由により始末書などの提出は求めておりません。

議案第 27 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番は今中委員、2 番は菖蒲谷委員、3 番、4 番は垣根委員から報告をお願いします。

〔今中委員〕 申請の農地につきましては、去る 5 月 27 日、杉本推進委員、事務局の同行で現地確認を行いました。住宅を取壊して更地になっている場所で、遠目にはすっきりしておりますが、事務局の説明にもありましたが永年耕作されておらず、取壊しによる残骸が地面に埋まっていたりしましたので、耕作には向かない土地であると思われましたので非農地と判断いたしました。以上です。

〔菖蒲谷委員〕 申請の農地につきましては、去る 5 月 28 日、柴田推進委員、事務局の同行で現地を確認しております。資料の 12 頁になりますが 2 番目の写真です。事務局の説明にもありましたが、申請の農地は民家の隣ということで定期的に草刈はされているようですが、永らく耕作されておらず写真のとおり雑草が根深く群生しており耕作は困難であると思われましたので非農地と判断いたしま

した。以上です。

〔垣根委員〕 3番と4番についてですが、この農地につきましては去る5月29日、橋本推進委員、事務局、それと私とで現地確認を実施しております。写真は資料の12、13頁になります。事務局の説明にもありましたとおり、申請農地に住宅や駐車場が建っておりますので現実的に耕作は不可能であると感じましたので非農地と判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより議案第27号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特に意見もないようですので異議なしと認め議案第27号については承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第27号については承認とします。次に日程4、議案第28号「再生利用が困難な農地に係る非農地判断について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の14頁を御覧ください。議案第28号「再生利用が困難な農地に係る非農地判断について」議決を求めます。14の枝番1から12の12頁とその後に場所を表示した地図を添付しております。府中地区の西部にあたります、大字中野、小松、溝尻、国分となっております。地図の赤い農地が今回御審議いただく対象農地となっております。

令和4年度と5年度の農地利用状況調査によりましてB判定と判断された再生利用が困難な農地が、一覧表の最後になりますが345筆、面積が合計で91,835.69㎡、9.2ha弱になりますが記載をされております。資料の表ですが左から番号、その右が土地の情報としまして大字、その横が小字、番地、枝番ほかとなっております。中央より右が所有者情報となっております氏名とその横に住居の表記があります。住所の右の欄に移っていただきまして、非農地の事由についてですが農地利用状況調査による非農地判定で、備考欄になりますが令和4年度及び令和5年度の調査となっております。なおこの令和4年度と記載された農地につきましては、令和4年度以前にB判定された農地も含まれますがこの申

請に向けまして再度改めてB判定を確認されております。議案の審議に際しましては一筆一筆につきましては、資料により各々御確認をお願いいたします。議案第28号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第28号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め議案第28号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第28号については決定とさせていただきます。次に日程5、議案第29号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。配付資料にありますとおり議案第29号の当事者となります吉田進委員、瀬戸委員ですが、瀬戸委員は本日欠席でありますので吉田委員のみここで一旦退席いただきますようお願いいたします。

(吉田進委員の退席)

〔関野会長〕 事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の15頁をお願いします。議案第29号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になります。中間管理機構を介した貸借となっております、貸手と借手が先に決定しておりますので一括方式での提案となっております。17頁までの3頁に7件ございます。この内15頁の1番2番につきましては1番が※※さん2番が※※さんですが、いずれも新規就農された若手農業者の方が耕作される契約となっております。また3番以降が日置の農地となっておりますが、3番の耕作者が瀬戸委員、4番5番が吉田進委員、6番7番が吉田進委員の御親族となっております。公告日はいずれも令和6年6月20日となっております。詳細につきましては資料により御確認をお願いいたします。議案第29号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 29 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 29 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 29 号については決定とさせていただきます。一時退席いただいた吉田委員に再入室いただくようお願いします。

(吉田進委員の再入室)

〔関野会長〕 次に日程 6、議案第 30 号「農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の 18 頁をお願いします。議案第 30 号「農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について」になります。一般社団法人京都府農業会議に対しまして、当委員会から農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて議決を求めます。中間管理機構を介した農地の利用権設定で、借手であります耕作者のみが代わる配分計画の変更という内容となっております。

具体的内容につきまして 19 頁をお願いします。A3 の横長の資料になります。日置地区の農地 1 筆につきましての配分計画が記載されております。備考覧にありますとおり耕作者が※※様から※※様へ変更する内容となっております。貸借期間は変更前からの契約を踏襲し手続き完了後から令和 11 年 2 月 19 日までとなっております。詳細につきましては資料により御確認をお願いいたします。議案第 30 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 30 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 30 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 30 号については決定とさせていただきます。

以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長

関野 揚司

委 員

和久田 二三子

委 員

酒井 義造

記 録 者

西原 誠二

